

公益財団法人豊田地域医療センター

理事長 宮 川 秀 一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

1 委託する業務

(1) 業務名 **電子カルテシステム等の更新に伴う入札仕様書作成の業者選定**

(2) 業務の概要

現行保有する電子カルテシステム等の更新に伴う、その入札仕様書を作成するために業者を選定する。なお、本プロポーザルは入札仕様書を作成するために業者を選定するものであり、提案内容及び提案者は、後に実施する本内容の導入に関わる入札とは関係ないものとする。つまり、本件で選定した者を応札者とするものでは無い。また、最優秀提案者以外の入札参加を制限するものでも無い。

(3) 履行期限 2023年12月ごろまでに入札仕様書を作成する。

(4) 提案の範囲 別紙「システム構成図」による。

※構成図のメーカー名は現行の会社名であり、更新予定のメーカーではありません。(あくまで基準とする参考製品です。) 特に電子カルテシステムは今回のプロポーザルで選定するメインの製品であり現行メーカーを優先するものではありません(他の部門システムも同じです)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 公告日において、豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者又は取得予定の者であること。(選定後の取得を含む)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平

成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の業者選定の決定までの間、当院から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の業者選定の決定までの間、「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 日本国内において、100 床以上の病院を対象とした電子カルテシステムの導入が、50 件以上あること。

※当院は大規模病院並みの医療機器種類を保有していることから、大規模病院の導入実績が無いと難しいことが予想されます。そこで大規模病院の導入を評価するため次の計算式を判断基準に追加します。

例) 500 床の場合は、 $500 \text{ 床} \div 100 \text{ 床} = 5 \text{ 病院分}$ (端数切捨て) とします。

イ 「医療 DX 令和ビジョン 2030」を参考にして、「患者サービス向上」「診療行為の効率化」「セキュリティ対策」「経営改善」を行う事を目的として電子カルテシステムを提案できること。

ウ 「医療情報システムの安全に関するガイドライン 6.0」に準拠した電子カルテシステムを提案できること。

3 業務説明資料等の交付

業務説明資料等は、セキュリティの関係から参加表明書を提出し、参加資格を確認できた場合に交付します。

(1) 交付期間 2023年9月28日から2023年9月29日まで
(8:30~17:00の間に限る)

(2) 交付場所 豊田地域医療センター 管理課

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

(1) 提出期限 2023年9月29日(金) 17:00まで

(2) 提出場所 豊田地域医療センター 管理課

- (3) 提出方法 持参
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)アが確認できる書類

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 原則、提出時に判断し回答する。
- (2) 通知方法 失格の場合のみ参加表明書提出者に電話又はメールにて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 業務説明資料等に定める。(予定：2023年10月6日(金)17:00まで)
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着) ※持参以外の場合は電話すること
- (3) 回答 業務説明資料等に定める日程までに、参加者に個別又は全員にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズに次の内容を記載(提出部数は正本1部、副本15部)

- (1) 会社概要
導入実績(地域別、病床数別、病床機能別、本提案製品導入数、製品全体導入数など)
- (2) 本業務への提案や意見
詳細は、業務説明資料に記載します。
- (3) 参考見積書(積算内訳書を含む)1部
提案と後に作成する入札仕様書の内容は異なることから、見積金額は本評価には加えないが、機能等を正しく比較するため、なるべく実に近い数字を記載してください。つまり、他社と比べて金額差が大きい場合には、その提案を部分的に無効にする場合があります。

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 業務説明資料等に定める。(予定：2023年10月13日(金)17:00まで)
- (2) 提出場所 豊田地域医療センター 管理課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書(様式自由)に記載し、持参、郵送又はメール(提出期限必着)により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 業務説明資料等に定める。(予定確定：2023年10月27日(金)13:30開始)
- (2) 開催場所 豊田地域医療センター 管理課
- (3) 参加資格 ヒアリングの参加は、書類審査の評価による上位3者により実施します。ただし、点数に明確な差が無い場合は4者以上も可とする。
- (4) 備考
- ア 説明10分以内(時間厳守)、質疑応答15分とする。
説明は提案書に記載された範囲とし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。ただし、質疑は公平な評価を行うため、提案書以外の内容について行う場合がある。
- イ 出席者は説明者3名以内とする。
当日は、名刺交換等の挨拶は実施しません。説明者のみの出席で結構です。
- ウ マイクやプレゼンテーション用のプロジェクター又は大型モニターは病院で準備します。(HDMI接続、音声機能無し)
- エ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

評価は、書類審査を基本とします。ただし、正しく提案を比較するため質疑応答を含めたヒアリングを追加で実施する。

よって、ヒアリング時の説明は提案書に沿って実施する。(提案書に記載されていない内容は評価されません。ただし、質疑によって答えた内容は除きます。)

- (1) 次の項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果とイの選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- (ア) 会社概要
導入実績(地域別、病床数別、病床機能別、本提案製品導入数、製品全体導入数)など
- (イ) 本業務への提案や意見
- (2) 最高得点者が複数であった場合は、別に関く会議にて最優秀提案者を選考する。
また、点数に明確な差が無い場合も同様とする。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

(4) 選考は次の構成からなる委員により行う。

院長

副院長

事務局長

事務長

医師（教授、担当医師）

豊田市役所の担当職員

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知日 業務説明資料等に定める。（予定：2023年10月27日（金）以降）
選考結果通知後、最優秀提案者と入札仕様書の作成を開始する。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

また、その後の入札仕様書の作成も同様とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨（税込み）に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ ~~見積金額が提案限度額を超える提案（今回は提案限度額を設定しない）~~

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 病院が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない（病院から指示があった場合を除く）。

(5) 提出書類は返却しない。なお、病院の情報公開規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 基本的に、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により病院に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。ただし、病院がその理由により辞退を認めた場合は除く。その場合は、次点の者を最優秀提案者とする。

(7) 基本的に、最優秀提案者の提案をもとに入札仕様書を作成するが、最優秀提案者以外の提案であっても、他者でも導入できると判断した場合は、その提案をもとに入札仕様書を作成する

場合がある。ただし、知的所有権等を有する場合を除く。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-0062 豊田市西山町3丁目30番地1 豊田地域医療センター 管理課

電話 0565-34-3094（直通）

メールアドレス it-suisin@toyotachiiki-mc.or.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

2023年〇〇月〇〇日

豊田地域医療センター 理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 表 明 書

次の業務のプロポーザルについて、参加を表明します。

2023年9月11日付で公告のありました下記業務の公募型プロポーザルについて、公告内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

また、交付された業務説明資料等は、厳重に保管し、本件以外の目的で使用しないことを誓約いたします。

業務名 : 電子カルテシステム等の更新に伴う入札仕様書作成の業者選定

【連絡先】

所属部署 :

担当者名 :

電話番号 :

E-mail :

※導入実績が確認できる書類等の写しを添付すること。

参加資格要件に、許可・資格等を求めている場合は許可証等の写しを添付すること。